

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 11 月 11 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「県道吉名停車場線の峠橋が、砂防指定地内の河川における現行の橋梁等設置基準に適合していない事案がある。当該峠橋を設置基準に適合するように改善する架け替えなどの具体的計画並びにその実施時期等を明示した文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 11 月 25 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 15 年 12 月 21 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、以下のとおりである。

(1) 異議申立書

平成 15 年 11 月 25 日付け東広建竹第 225 号の行政文書不存在通知書は、県道の吉名停車場線に架かる峠橋が、現行の橋梁等設置基準に適合していないことから、砂防指定地内に架かる橋梁として自然災害に備える重要性に鑑み、設置基準を充足するための改善計画等を立案検討していると考えるのが社会通念上の公正妥当な判断であるにもかかわらず、竹原支局長が裁量権を濫用して不適法な処分（不存在通知）を行ったものである。

また、当該処分の内容のとおり、異議申立人が竹原支局と利害関係を有する（審査請求中）関係にあることから、異議申立人の母が申請した橋の設置は、構造上の当該設置基準等を充足しているにもかかわらず、これを「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認

められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」という全くいわれのない不当な理由をもって不許可とした処分と関連がある。

不許可とした理由の近くの橋は、当該峠橋を指しているが、峠橋と進入路は鋭角に交差しており（通行に障害となる危険な段差もある）、峠橋を通っての進入は出来ず、かつ、進入路とされる市道は、道路管理者である竹原市において「自動車交通不能」として厳格に管理されている危険な道路であり、また、車両の通行は車両制限令等の法令に違反することとなる。

このように、砂防指定地内の河川に橋を架けるということは、本来の橋梁等設置基準を充足している場合でも、処分庁が主張する「必要不可欠性」の有無（今回の事例では、処分庁側の一方的な誤った解釈に起因した不当な判断）が許可の基準となるという程に、自然災害の恐怖に対して厳格な審査が要請されているところである。

したがって、橋梁等設置基準の数値を著しく下回って危険な橋である「峠橋」の架け替え等の改善計画は重要、かつ、緊急の課題であり、民間の橋（設置基準は充足）を不許可とする強権発動を行うこととの相関関係において、当然に存在していると思慮される峠橋の改善に関する計画を速やかに開示するよう強く要求するものである。

(2) 意見書

不服申立ての趣旨は、異議申立書のとおりです。

なお、補足説明として、次のとおり記述します。

平成 17 年 11 月 14 日付け東広建竹第 254 号の理由説明書によれば、峠橋は県道吉名停車場線に含まれる橋であるが、現在のところ、県道の改良に伴う橋の架け替え、橋梁等設置基準を充足させる改善計画等はない、と明記されています。

この理由説明書の内容から判断すると、①峠橋が架かっている砂防指定地内河川「郷川」は、峠橋を流出させるなどの危険性がない安全な河川である、さらに、②峠橋が設置された後に設けられた橋梁等設置基準の数値を充足していなくても自然災害に対しては安全な橋梁である、ということを示しているとも解釈できます。

広島県は、平成 15 年 9 月 12 日付け東広建竹第 51 号の弁明書の中で、「峠橋（昭和 29 年設置）の設置方法は、砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（昭和 49 年通達）に適合していない。」と認めています。このことから、峠橋は現在の安全基準を充足しておらず、集中豪雨などの際には地域の安全を確保するため、十分な監視活動をする必要があります。また、峠橋は、郷川の湾曲部に架けられた古い橋であり、峠橋の基礎部分が引き起こす逆流によって、峠橋のそばにある民家の石垣部分を一部壊している状態にあります。

開示請求の対象とした文書は、砂防行政を所掌する部署が本来の職務として当然に作成（記録）しているべきものであります。速やかに、適正な開示決定を行うよう要求します。

広島県は、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号の不許可処分において、（1）近くに橋があり、（2）進入路もあるという不当な理由を絶大な裁量権をもって明記しましたが、これは、不法占用の橋を放置している砂防行政の事実を隠匿する一方で、命を守るために橋を設置したいと申請した善良な国民を切り捨てた悪徳非道な行政処分であり、当該行政処分並びに条例

の趣旨に反する数々の不当な開示決定等に対して嚴重に抗議します。

広島県の担当者には絶大な裁量権が認められており、不法占用の実態を含む砂防行政の職務怠慢を隠匿することを画策していることから、速やかに適法な開示を行うよう強く要求します。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由などについては、以下のとおりである。

峠橋は、県道吉名停車場線に含まれる橋であるが、現在のところ、県道の改良に伴う橋の架け替え、橋梁等設置基準を充足させる改善計画等はない。

以上のとおり、本件対象文書は存在しないことから、条例第7条第2項により行政文書不存在通知を行ったものであり、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、砂防指定地内の河川における現行の橋梁等設置基準に適合していない県道吉名停車場線の峠橋を設置基準に適合するように改善する架け替えなどの具体的計画並びにその実施時期等を明示した文書である。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、峠橋は現在の安全基準である橋梁等設置基準を充足しておらず、集中豪雨などの際には地域の安全を確保するため、十分な監視活動をする必要があり、また、峠橋は、郷川の湾曲部に架けられた古い橋であり、峠橋の基礎部分が引き起こす逆流によって、峠橋のそばにある民家の石垣部分を一部壊している状態にあることから、本件対象文書は、砂防行政を所掌する部署が本来の職務として当然に作成（記録）しているべきものであると主張する。

砂防指定地の指定は、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により、「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」として国土交通大臣が指定したものであり、その管理については、砂防法第4条第1項及び第5条の規定に基づき、実施機関において、管理条例を制定し必要な規制等を行うこととされている。

このことから、当該砂防指定地の管理は実施機関が行うこととなるが、その内容は、当該砂防指定地内の上流域から影響範囲を一体的に防護するものであり、峠橋付近のみの安全性を個別に管理することを義務付けたものではない。

また、当審査会で橋梁等設置基準を見分したが、当該基準の施行前に設置された橋梁について、当該基準に適合するよう架け替えなどの改善措置を義務付けた規定は見当たらなかった。

以上のことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張が不合理であるとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 3. 27	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 7. 26 (平成 23 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8. 30 (平成 23 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授